

第 8 回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 1 8 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 3 時 0 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

金谷暁, 熊谷隆司, 塩村公子, 瀬戸啓子, 高橋洋子, 藤本美智, 藤原由美子, 村上満男, 山信田寧 (五十音順, 敬称略)

(庶務)

佐藤家裁事務局長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 小野地裁事務局次長, 大内家裁事務局次長, 門脇地裁総務課長, 石川地裁総務課課長補佐, 藤井家裁庶務係長

第 4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 委員長選出 (瀬戸委員長代理)

委員の互選により, 金谷委員を委員長に選出した。

2 委員長あいさつ

3 家庭裁判所の概要説明

庶務担当から, 次の項目について説明がなされた。

- (1) 家庭裁判所で取り扱う事件について
- (2) 家庭裁判所における事務処理態勢について
- (3) 盛岡家裁の事件処理状況について

4 議事テーマ「成年後見制度」についての意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次の項目について説明がなされた。

- ア 成年後見制度の概要について (瀬戸委員)
- イ 成年後見制度に関する広報活動について (庶務担当)

(2) 意見交換

「成年後見制度」に関し, 概略, 次の意見交換がなされた。

後見人や後見監督人を選任するに当たり, 職務の内容及び遵守事項等を後見人候補者及び後見監督人候補者に対し, いつの時点で, どのように指導しているのか教えていただきたい。

後見人候補者等に対しては、申立前の手続相談で来庁した際にパンフレット「成年後見申立ての手引」に記載された職務内容や注意事項を伝えているほか、申立時や、家裁調査官による調査時にも同様の指導を行っている。また、選任された後見人等に審判書謄本を送付する際にも、注意書を同封している。

裁判所では、後見監督を具体的にどのように行っているのか。

まず、後見人選任後1か月以内に財産目録などを提出させている。その後は、特に問題がないと思われる事件については、年1回書記官による書面照会を行い、収支報告書などを提出させて後見人の職務が適正に行われているか点検している。後見監督事件の中で問題のありそうなものについては、家裁調査官による調査などを行っている。

家庭裁判所が後見人を監督する件数は今後累積していくであろうことから、家庭裁判所の監督機能がいずれパンクしてしまうのではないかとの不安を部外者ながら持っている。家庭裁判所の人的態勢の強化を図ることや、第三者後見人を活用すること等の方策を検討する必要があるのではないか。

一般的には親族が後見人になる場合が多いと思われるが、今のところ監督し切れないほどの件数ではないにしても、今後累積していくことは指摘のとおりである。被後見人本人と親族の後見人候補者との間に紛争性が認められる場合には、第三者を後見人に選任するなど、注意を払って運用している。

成年後見制度の使い勝手が悪いという意見が少なくない。その理由の一つとして、高額な鑑定費用や後見人の報酬が必要となる点が挙げられるが、鑑定費用は本人の権利を制約することになる制度でもあるから、一概に安ければ良いというものではないことも理解できるし、比較的財産の少ない人の後見人に対する報酬をどうするか考える必要があるが、比較的財産の多い人の後見人に対する報酬をも単純に安くすべきとは思わない。

成年後見制度施行前は、鑑定費用がかなり高額であったが、施行後は鑑定の内容を見直すなどして、少しずつ安価になってきているというのが実態である。

今年4月に高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されるが、「虐待」には、高齢者の年金を他の家族が勝手に使ってしまうというような経済的なものも含まれる。そのような事案について、市町村が通報を受けた場合には、成年後見制度の利用を検討しても良いのではないか。

財産が比較的少ない人や、家族全体の収入が一体化し、必ずしも高齢者本人のためだけにその財産が使われてはいない実状にある家庭などの場合、成年後見制度の適用には難しい問題があると思う。

介護保険制度においては、介護契約が必要とされるため、財産の有無にかかわらず成年後見制度を利用する必要があり、財産がなかったり、少ない人が成年後見制度を利用することについては、難しい問題がある。いずれにしても福祉機関との連携が必要な制度であることは間違いがない。

成年後見制度については、申立手続などが煩雑ではないかと思うがどうか。

裁判所としては、「成年後見申立ての手引」などを作成し、申立人が申し立てやすいように努力しているところである。

後見人に第三者が選任される割合はどれぐらいか。

平成16年4月から平成17年3月までの全国の集計では、約20パーセントの事件で第三者が後見人に選任された。その前年度は約17パーセントであったことから、わずかではあるが増加している。

また、第三者後見人の内訳を見ると、司法書士が最も多く、次いで弁護士となっている。

第5 次回委員会について

- 1 平成18年7月10日から21日までに開催する方針とし、具体的な開催日時は庶務担当から改めて通知することとした。
- 2 開催テーマは、主に「少年事件」を採り上げることとした。

第6 閉会

以 上